

(2020年4月1日現在)

一般財形預金（財産形成期日指定定期預金）規定

1.（預入れの方法等）

- (1) この預金の預入れは、1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2.（預金の種類・自動継続等）

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金(後記5.による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)および(3)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

3.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、継続停止の申出があったときに、次に定める満期日以降に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前記(2)に準じて、預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 前記(2)または(3)による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前記(2)または(3)により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続をするときは最長預入期限)の前日までの期間について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 1年定期預金利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 2年定期預金利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合 解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合 書替継続後の定期預金の利率
- (3) 継続された預金の利息についても前記(1)および(2)と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率

によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この「財産形成期日指定定期預金契約の証」(以下「契約の証」といいます。)とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。

以 上